

第19回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2018年1月22日（月）10:00～12:08

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階408会議室

3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員
濱田部会長、鎌田部会長代理、遠藤委員、大塚委員、大橋委員、
加藤委員、崎田委員、住田委員、辰巳委員、高橋委員、又吉委員、
山本委員、四元委員
オブザーバー
市川氏、小野田氏、馬場氏、久井氏、若林氏
原子力委員会
岡委員長、佐野委員
内閣府
山脇統括官、進藤審議官、増子審議官、大島参事官、島上参事官
文部科学省
経済産業省資源エネルギー庁

4. 議 題
 - 1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について
 - 2 原子力損害賠償制度の見直しについて
 - 3 その他

5. 配付資料
 - 19-1 原力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について [9]
【原子力損害賠償に係る消滅時効（補足）】
 - 19-2 原子力損害賠償制度の見直しについて（素案）
 - 19-3 西川委員提出資料

6. 審議事項

(濱田部会長) おはようございます。それでは、時間になりましたので、第19回になりますが、原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

初めに、事務局の方から、原子力委員会委員長の再任及び原子力委員の着任の紹介と、資料及び定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) おはようございます。

まず、昨年12月16日付で岡芳明委員長が再任をされております。また、同日付で佐野利男委員が新たに着任をしております。

(佐野原子力委員) よろしくお願ひします。

(大島参事官) 続きまして、御手元の資料を御確認ください。

本日の配付資料でございますが、一番上に第19回原子力損害賠償制度専門部会議事次第がございます。資料といたしましては19-1から19-3まで用意をさせていただいております。乱丁、落丁等ありましたら事務局までお申し付けください。

また、第18回の議事録を机上資料として配付しておりますが、各委員に御確認いただき、既に原子力委員会のホームページで公開しております。

本日は、13名の専門委員の出席予定となっております、原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

前回の会合は昨年7月12日でございますので、大分時間が空いておりますけれども、これまでの検討を振り返りながら、専門部会での取りまとめに向けて議論を進めさせていただければと思っております。

本日は、まず、民法の一部を改正する法律が成立しておりますので、その紹介を頂いた後に、これまでの検討状況について整理をしていきたいと思っております。

そこで、まず、本日の1つ目の議題でございます原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について、ということでございます。今申し上げましたように、昨年5月に民法の一部を改正する法律が国会で成立しております。その中で消滅時効に関する規定が改正されました。原子力損害の賠償請求権に係る消滅時効については一度御議論もいただいておりますけれども、改正された内容について補足説明を頂いて確認をお願いできればと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(大島参事官) ありがとうございます。

資料19-1、原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について〔9〕、原子力損害賠償に係る消滅時効（補足）でございます。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。現行の原賠法におきましては、消滅時効に係る事項が特段設けられていないことから、民法724条が適用されるという形になってございます。この民法724条について、先ほど部会長にも説明ありましたけれども、昨年5月、民法の一部を改正する法律が国会で成立したことに伴いまして一部改正されておりますので、改めて説明をさせていただくということでございます。

これまでの経緯の中でも説明をさせていただいておりましたけれども、1999年に発生をいたしましたウラン加工工場臨界事故、この事故の対応におきましては、消滅時効についての特段の措置というものは行われなかったわけでございますが、東電福島原発事故につきましては長期避難等により損害賠償請求権の行使に困難を伴う場合があるということで、特別立法により、民法724条の規定の適用につきましては、特にいわゆる短期消滅時効でございます3年という期間を10年に、また同条の後段であります20年の起算点につきましては「不法行為の時」から「損害が生じた時」という形でなされたわけでございます。条文につきましては下の四角の中に入れてあるとおりでございます。

2ページ目でございます。平成29年5月、民法の一部改正する法律の中で、先ほど申しましたように時効に関する規定が改正をされております。おめくりいただきまして3ページ目、一番最後のページでございます。一番上に民法724条の改正条文、改正前後の新旧対照表の形で書かせていただいております。また、これに伴いまして、同様に消滅時効が規定されております鉱業法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法につきましても同様に改正がなされているということでございます。

民法について御説明をさせていただきますと、まず724条第1項につきまして、消滅時効に関しましては、第1号で3年間行使しないという短期消滅時効、第2号のところでは不法行為の時から20年行使しない時という形で併記をされる形になってございます。また、新たに第724条の2といたしまして、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効につきましては、消滅時効3年のところを5年間という形で延長されているという形でございます。

1枚戻っていただきまして、2ページ目の四角の中でございます。今回の改正につきまし

ては、○の2つ目でございますけれども、不法行為の時から20年という期間制限について、時効の中断及び停止が明確に認められることによって被害者保護にも資するという形になっていたかと思っております。

原賠に関する時効の考え方でございますけれども、ちょっと前のときに議論いただきましたけれども、東電福島原発事故では消滅時効について特別立法で対応したように、今後も原子力事故の対応及び被害の状況に応じて特別な措置を講ずることについて検討が必要な場合はあり得るものと考えられるということではございますけれども、実際に原子力事故の態様等は様々でありますので、あらかじめ原子力損害賠償について消滅時効の特則を設けて、一律に民法より長期の時効期間を設けることは適当ではなく、あらゆる時効の態様等を想定し、それに応じた時効期間を定めることは困難ではないかと考えてございます。

以上のことから、結論でございますけれども、損害賠償請求権に係る消滅時効の特則を設けることとはせず、従前同様、民法の規定を適用することが妥当である、という形で記載をさせていただきました。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、消滅時効に係る民法改正がございましたけれども、既に御議論いただいた結論、これを変更する必要は特段にはないかというふうに思っています。これは今御説明ありました2ページのところで、それから後ほど素案の中でも出てまいります、そのようなことで記載をすることにしておりますけれども。何か御質問、御意見ございましたら頂戴できればと思っております。いかがでしょうか。

それでは、このような形で素案の方についての説明をさせていただければと存じます。

それでは、議題1はこの件だけで、議題2、原子力損害賠償制度の見直しについてということでございます。この専門部会では、一昨年8月になりますが、原賠制度の見直しに係る論点、これを整理していただいて、その後各論点について個別に集中的に議論をいただいております。これまでの議論で全ての論点について御議論をいただき、賠償資力の確保については、まだ、意見の集約については必ずしも至っていないところもございまして、一度この段階でこれまでの検討状況について整理した上で、原賠法の改正という大目標がございまして、そういうことに向けて更に検討を積み重ねておきたいというふうに思っております。

そのようなことで、事務局の方でこれまでの検討状況、これを一旦ここで整理をするとい

うことでまとめていただいておりますので、説明をお願いいたします。

(大島参事官) ありがとうございます。

今部会長から御説明ありましたけれども、平成27年にこの部会を設けさせていただきまして、以降18回、非常に密な御議論をいただいていたかと思っております。少し時間も経っている部分もございますので、この段階でこれまで結論が導かれたものを中心にまとめさせていただいたという形ですので、資料19-2の冒頭に書いてございますけれども、これまでの検討状況について、現時点のものという形でまとめさせていただいたというところでございます。ですので、このまとめを基に、更に御意見というものを頂いた上で、最終的な報告書に向けて御議論を進めさせていただければと思っております。

では、少しポイントに絞らせていただきながら、この資料19-2を説明させていただきたいというふうに思っております。

まず、冒頭5行のところではこれまでの経緯を本当に簡単に書かせていただきました。先ほど申しましたとおり、平成27年5月の第1回会合以来種々の御議論というものを頂きました。また、平成28年8月に「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理」ということで一度まとめていただいた上で、その後個々の論点整理で残された部分につきまして、非常に緊密な御議論というものをさせていただいていたかというところでございます。

まず1. 総論でございますけれども、基本的には見直しに至った経緯を中心にまとめさせていただきました。まず、1. 総論の中で、冒頭のところにつきましては、見直しに至った経緯について書かせていただいております。まず、平成23年に発生いたしました東電福島原発事故、これを受けまして原賠法に基づいて今賠償が行われているわけではございますけれども、現行のエネルギー基本計画の中で、原賠法の見直しにつきましては、原子力の位置付け等含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める、ということとされておりました。これを踏まえまして、この専門部会、第1回のときの設置紙で書かせていただいておりますけれども、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について検討させていただくという形でここに至っているというところでございます。

続きまして、(1) 原子力損害賠償制度の見直しに当たっての基本的な考え方等でございます。

1つ目、基本的な考え方でございますけれども、1つ目のパラグラフは現行の原賠法の規定ぶりについて書かせていただいております。見直しに当たって、どのような制度設計

を目指していくのかということにつきましては、第3回から第5回あたりで緊密な御議論いただきましたけれども、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるためには、東電福島原発事故の経験等を踏まえ、被害者保護に万全を期す必要があるため、原子力損害と認められる損害が填補されるべく被害者が適切に賠償を受けられる「適切な賠償」のための制度設計の検討が必要であろうということで、これまで御議論してきていただいているかと思っております。

また、見直しの検討に当たりましては、適切な賠償を迅速に実施するということを前提とし、原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担等の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保に留意をして検討を行ってきていただいたかと思っております。

1枚おめくりいただきまして、②東電福島原発事故における原子力損害賠償に係る対応等でございます。ここにつきましては基本的なファクトを中心にまとめさせていただきました。先ほど申しましたとおり、事故の賠償につきましては原賠法等に基づいて行われてきているわけですが、資金援助という意味では原子力損害賠償支援機構、現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構、これによる支援というものが行われているわけですが、また、国、文部科学省においてでございますけれども、原子力損害賠償紛争審査会、また原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADRセンター）を整備をさせていただくなど、種々の制度整備を行ってきているというところでございます。

続きまして、③原子力利用の基本的枠組み及びエネルギー政策における原子力の位置付け等の確認でございます。まず、原子力利用の観点でございますけれども、原賠制度そのものにつきましては、この原子力利用を取り巻く環境変化によっても制度の持続可能性が損なわれることがないように制度設計がなされる必要があるかと思っております。そういう観点から、原子力基本法、エネルギー政策基本法、この2つの基本法の基本方針等に基づいて定められていくという必要があるかと思っております。

2つ目のパラグラフにおきましては、原子力基本法の目的規定の説明をさせていただいております。

また、その下の最後のパラグラフにおきましては、エネルギー政策基本法、さらに下から4行目からでございますけれども、エネルギー基本計画を書かせていただいております。特に、このエネルギー基本計画につきましては、もう皆様御承知のとおり、原子力の位置付けにつきまして重要なベースロード電源というふうな形で位置付けられた上で、原発依

存度につきましては可能な限り低減させるという形で規定されているところでございます。

続きまして、④電力システム改革の進展についてでございます。事故後、電力システム改革、電力自由化が進められてきているわけでございますけれども、ここも原賠の観点から基本的なところを中心に書かせていただきました。2つ目のパラグラフでございますけれども、平成25年の閣議決定に基づく電力システム改革が進展をしてございますけれども、電力の小売全面自由化でございますとか、総括原価方式、さらには発送電部門の法的分離について記載をさせていただきました。

続きまして、⑤番目、見直しに当たっての留意事項等でございます。まず最初のパラグラフでございますけれども、部会でも御説明させていただきましたけれども、見直しの検討に当たりましては、我が国も締結をしておりますいわゆるC S C条約「原子力損害の補完的な補償に関する条約」、これとの整合性を踏まえて検討させてきていただいたかと思っております。

また、賠償を考える上で、原子力事故をどのように想定をするのかというところでございますけれども、原子力事故の態様、それから被害の状況というものについては非常に様々なものでございます。したがって、個別の事故に応じて柔軟な対応が求められる面があるというふうに思っております。

それから、実際事故が起こった場合、被害者の保護というのは賠償のみならず、事故後順次講じられるいろいろな施策というものがあるかと思っておりますので、そのような施策とも連携をした上で対応が求められるということかと思っております。

また、先ほど申しましたC S C条約で規定されております環境悪化に対する回復措置、これについての記述も記載させていただきました。

それから、最後でございますけれども、原賠法の対象となる施設でございますけれども、発電用原子炉施設（原子力発電所）以外にも再処理施設でありますとか、大学等が持つてございます試験研究用原子炉などがございます。これらにつきましては現行の原賠法では、危険性（リスク）に応じて損害賠償措置額の特例というものが認められているわけでございます。

1枚おめくりいただきまして4ページ目でございます。この専門部会におきましては、発電用原子炉施設における賠償というものを中心に検討していただいたわけでございますけれども、加工施設等の原子力施設の特例措置というものにつきましては、特段大きな環境変化、状況変化というものはないかと思っておりますので、継続することが妥当という

ことで結論を付けさせていただきました。

続きまして、(2) 原子力損害賠償制度の目的等でございます。

まず、①目的でございますけれども、現行の原賠法第1条につきましては、基本的な制度を定めた上で、被害者の保護、原子力事業の健全な発達、この2つが規定をされているわけでございます。この部会でも何度か非常に密な御議論いただきましたけれども、今回の東電福島原発事故の経験、それから原子力利用を取り巻く環境変化等踏まえた上で原賠制度の制定時の経緯、すなわち昭和36年当時の国会での議論等も考慮した上で、この目的規定の趣旨というものを整理をさせていただきました。

まず1つ目、被害者の保護の部分でございますけれども、事故によって避難等を余儀なくされた住民、事業者等の被害者が適切な賠償を迅速に受けられるように種々の措置というものが必要であると思っております。

それから、原子力事業の健全な発達に当たるところでございますけれども、下から5行目でございます。また以降で、原子力事業者の予見可能性の確保、事業の円滑な運営に留意をした上で、最終的には国民生活の安定と国民経済の健全な発展に寄与すること、という形で整理ができるのではないかとということで記載をさせていただきました。

それから、②番目、基本理念でございます。目的を確実に実現するため、基本理念というものも整理をさせていただきました。基本理念としては4つ整理をさせていただきました。まず1つ目、被害者の保護に関する部分でございますけれども、原子力災害の特殊性を踏まえても、適切な賠償を受けることで保護され、被害者が生活再建、事業再開等に資するように措置されるべきだということでございます。

2つ目でございます。原子力基本法、エネルギー政策基本法などの関係法律に基づきまして、原子力利用が進められていることに鑑みて、万が一の原子力損害が発生した場合に備えて必要な措置というものが講じられなければならないとさせていただきました。

それから、3つ目、紛争解決手続でございます。紛争解決手続につきましては、自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、原子力損害賠償の特殊性を踏まえ、公正かつ適正に実施されるというところで、紛争の実情に即した迅速な解決が図られるものでなければならないとさせていただきました。

最後4つ目でございます。原子力災害から国民の生命、身体、財産というものが保護されなければならないわけでございます。この点につきましては関係している法律、例えば原子力災害対策特別措置法などがございます、これらと相まっていろいろ施策を講じていく

ということが必要だと思っております。

続きまして2. 原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担についてでございます。

まず(1) 原子力損害賠償制度における国の役割でございます。これについても非常に多くの御議論いただいたわけでございますけれども、国の役割につきましては、2行目から3行目でございます、国は、被害者が迅速かつ適切な救済を受けられるよう、原賠法等に基づく様々な措置を講じているわけではございませんけれども、東電福島原発事故を契機といたしまして多くの立地地域や住民の方々に多大な影響を与え得る原子力損害の特殊性が明らかになったということだったかと思っておりますので、このようなことも踏まえて万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償がなされるように国もしっかりと役割を果たしていく必要があるということで書かせていただきました。

続きまして、(2) 番目から現行の原賠法に関する規定について順次まとめてございます。まず、原子力事業者の無過失責任についてでございます。これにつきましては、原賠法第3条に書かれているわけでございますけれども、冒頭原子力の特性というものを書かせていただいた上で、民法709条の一般原則に基づいて、被害者に原子力事業者の故意・過失を立証させることは、この立証が極めて困難であり、被害者の保護の精神に欠けると認められることから、危険責任の考え方に立って、被害者の保護を図る必要があるということだったかと思っております。また、CSC条約におきましても、無過失責任ということになってございます。したがって、原子力事業者の無過失責任に係る規定につきましては、現行の規定を維持することが妥当とさせていただきます。

続きまして、(3) 原子力事業者への責任集中及び求償権の制限についてでございます。関連条文としては第4条になってくるわけでございますけれども、まず責任集中につきましては、機器等の資機材供給を行う事業者、いわゆるメーカーさんになってくるかと思っておりますけれども、これを免責とすることにつきましては、資機材の安定供給に資するものということだったかと思っております。また、被害者の保護の観点からでございますけれども、原子力事業者に対して損害賠償措置を義務付けることなどの措置で確実な賠償を図ることが重要かと思っております。このためには、損害賠償措置というものをしっかりとしなければいけないわけでございます。原子力事業者の責任集中ということで、保険の引受能力の最大化ということが可能になるということで、一定の合理性があるのではないかということだったかと思っております。

さらに、被害者にとりましては、賠償請求の相手方が明確になるという利点もございます

ので、被害者の迅速な賠償という部分にも資するものというふうには考えられるのではないかとということで3つの観点からまとめさせていただきました。

それから、第三者への求償制限についてでございます。求償制限につきましては資機材の安定供給を図るという観点から、第三者の過失の有無、軽重問わずこれを免責にするという考え方には一定の合理性があるということだったかと思っております。また、第三者に故意が認められる場合にまで免責にする合理的な理由は見だし難く、かつ、故意を明確に認識し得るのは自然人ということだったかと思っております。この故意というものが認められる場合の自然人に限定するという考え方についても一定の合理性があるのではないかとでございます。なお、原子力事業者と関連事業者との間であらかじめ合意が行われた場合には、関連事業者等については常に免責をされるわけではないということになってございます。

また、原賠法におきましては、責任集中の趣旨を徹底するため、製造物責任法の規定の除外ということにもなっております。

さらに、CSC条約におきましても、原子力事業者に責任集中がなされるとともに、原子力事業者による求償の相手方は故意の自然人に制限をされているというところでございます。

したがいまして、原子力事業者への責任集中、求償権の制限につきましては、現行の規定を維持することが妥当というふうにさせていただきました。

続きまして（4）番目、原子力事業者の責任の範囲、いわゆる有限責任か無限責任かの議論でございます。まず、現行の原賠法におきましては、責任の範囲について特別の規定はございませんので、民法第709条の一般原則と同様に、原子力事業者は無限責任を有しているという形になっていたかと思っております。この無限責任、有限責任につきましては、特にリスク評価の観点でありますとか予見可能性の観点から有限責任とすべきという御指摘がございましたので、複数回にわたりましてこの部会でも議論をいただいたところでございます。有限責任にすることにつきましては、原子力事業者の予見可能性を確保し、賠償に係るリスクの上限を把握し、責任限度額内の賠償資力を効率的に確保することが可能となる利点というものがあるということだと思っております。

一方で、有限責任とした場合の法的な限度額、責任限度額でございますけれども、これをどのように設定するかというところについて何点か課題があったかと思っております。1つは、原子力事業者又は原子力施設ごとに責任の限度額を変わるというようなことがあ

った場合には法的安定性に関する課題があったのではないか。また、原子力事業者の資産等が少なくなることで責任限度額が少なくなるというようなことであれば、賠償資力を最大限確保しておくべきという原賠制度の根幹にも関わる問題ではないかということだったかと思っております。

また、次のパラグラフでございますけれども、原子力事業者が一定限度額以上の賠償責任を持たなくなる状況があり得ることにつきまして、原子力事業者は最後まで責任を持って賠償に当たるべきであるといった感情でございますとか、それから心理的な反発というものを惹起する可能性がございますので、現状では原子力施設が立地する地域住民をはじめ、国民の理解を得ることは困難と考えられるのではないかとと思っております。

それから、その次のパラグラフ、いわゆる安全投資に関しての議論でございます。これについては大きく2つの観点から御意見があったかと思っております。1つは、有限責任とした場合に、安全性向上に対する投資の減少のおそれという事故抑止の観点からの指摘でございます。他方で、事業者側からの御意見といたしまして、事業運営に責任を持つ原子力事業者が安全対策をおろそかにすることはないという形で御指摘というものがあつたかと思っております。特に、この自主的安全性向上につきましては、東電福島原発事故以降必要な法改正等も行われているというところではございますけれども、原賠制度上の観点からは、事故抑止の効果をどのように扱うべきか、慎重に検討する必要があるという形でまとめさせていただきました。

以上のことから、原子力事業者を有限責任にすることにつきましては、法的、制度的に短期的に解決できない課題が多いということで、現状では、現行の原子力事業者の責任の範囲を変更する状況にはないと考えてございます。このため、原子力事業者の責任の範囲については、現行どおり無限責任を維持することが妥当とさせていただきます。

続きまして、(5) 原子力事業者の利害関係者の責任の在り方等についての部分でございます。ここに関連していることといたしましては、東電福島原発事故におきまして、原賠法第16条の国の援助の具体的な措置といたしまして、機構を設立をさせていただき、いろいろな措置をさせていただいたわけでございます。この御議論の中で、原子力事業者の株主、金融機関等の利害関係者（ステークホルダー）にも公平な負担を求めるべきではないかという形で御指摘があつたかと思っております。この点につきましては、次の8ページ目でございます。原子力事業者につきましては、賠償ということのみならず、事故収束でありますとか、廃炉の着実な実施、それから電力の安定供給という観点から責任を果

たす必要があるということだったかと思っております。これらの責任を全うするという
ことを前提とした場合に、法的整理により利害関係者に負担を求めることにつきましては、
どの程度の負担をどのような方法により求めることが適当かという点につきまして個別の
事故の状況に応じて様々な考え方、方法があり得ると考えられるという形でまとめさせて
いただきました。

なお、法的整理につきましては、次のパラグラフでございます。平成26年の電気事業法
の改正におきまして事業者が発電事業を廃止、法人を解散することにつきましては、経済
産業大臣への届出となっております。このため、法律上では法的整理につきましては、原子
力事業者自身が選択する可能性は否定できないということだったかと思っております。

この点につきまして、次のパラグラフでございます。法的整理の手続に入った場合には、
今原賠法による措置又は原賠・廃炉機構による支援というものがございますけれども、こ
の現行の枠組みが機能するかどうかという課題があるということだったかと思いたすけれ
ども、実際には先ほど申しましたとおり、あらかじめいろいろなものを想定するというこ
とは困難ではないかということで、法律の観点からは、現状におきましては、あらかじめ
法律に規定することは困難であるという形でまとめさせていただきました。

ただし、法的整理が行われる事態というものはあり得るわけでございますので、今後、国と
いたしまして見直し後の原賠制度において対応可能な事項、対応困難な事項等を整理をし
た上で、万が一の事態に備えておくことが重要という形でまとめさせていただきました。

続きまして（6）原子力事業者の免責についてでございます。免責につきましては、原賠
法第3条第1項のただし書におきまして、異常に巨大な天災地変、それから社会的動乱に
ついて免責とされた上で、その場合に同法第17条におきまして必要な措置を講ずること
とさせていただいているわけでございます。この免責の規定でございますけれども、被害
者の保護という法目的に照らした上で、免責事由を不可抗力よりも更に狭い非常に稀な場
合に限定をしているという立法趣旨を踏まえること。また、C S C条約におきましても免
責というものが認められているということでございますので、原子力事業者が免責規定に
ついては現行どおり維持することが妥当であるという形でまとめさせていただきました。

また、第17条の規定におきましても、これも種々議論いただきましたけれども、あらか
じめ原子力災害を想定した上で必要な措置を講ずるというのは難しいわけでございますの
で、現行の規定を維持することが妥当であるという形でまとめさせていただきました。

続きまして、（7）消滅時効でございます。消滅時効につきましては、先ほど資料19-

1で説明させていただきましたので、詳細を割愛させていただきますけれども、下から2つ目のパラグラフの中段でございます。事故の態様等は様々である中、あらかじめ原子力損害賠償について消滅時効の特則を設け、一律に民法より長期の時効期間を設けることは適当ではなく、あらゆる事故の態様等を想定し、それに応じた時効期間を設けることは困難であると考えられる、とさせていただきます。

ですので、損害賠償請求権に係る消滅時効の特則を設けることとはせず、従前同様、民法の規定を適用することが妥当であるという形でまとめさせていただきました。

それから、3. 原子力損害賠償制度における国の措置についてでございます。

(1) 賠償資力確保のための枠組みでございます。前段は事実関係を書いてございますので、まず原賠法6条における損害賠償措置については、1枚おめくりいただきまして10ページ目でございます。4行目からのパラグラフでございますけれども、原賠法第8条におきまして責任保険契約、それから原賠法第10条及び原子力損害賠償補償契約に関する法律におきまして政府補償契約ということで、保険的スキームで措置をされているわけでございます。この保険的スキームにつきましては、将来発生し得る原子力損害賠償に係るリスクを外部化し、またあらかじめ定められた保険料及び補償料を毎年度支出することで賠償に係る費用負担を平準化するとともに、自らの賠償リスクに自ら備える方法ということで措置をされているというところがありますので、原子力事業者の予見可能性の確保に資する制度ということだったかと思っております。なお、この措置につきましては、国際動向、責任保険の引受能力等を踏まえて、ほぼ10年ごとに必要な法改正というものが行われてきたわけでございます。

それから、次のパラグラフにおきましては、原子力損害賠償支援機構についての記述を書かせていただきました。これももう何度も御説明をさせていただきましたけれども、機構による資金援助につきましては、ちょうど真ん中でございます、各原子力事業者が共同で原子力損害の発生に備える相互扶助スキームということで、原子力事業者が定常的に費用を負担することにより、事故に事前に備えることで原子力事業の適切な運営を確保するという、原子力事業の健全な発達にも資する仕組みということだったかと思っております。

この賠償措置の在り方については、前回までの部会においていろいろ御議論いただきましたけれども、最終的な結論に至ってございませんので、本日まとめさせていただいた資料につきましては、検討中という形でまとめているという形になっています。この検討につ

きましては i) 迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、ii) 国民負担の最小化、iii) 原子力事業者の予見性の確保といった観点も踏まえつつ、現行の原賠法の目的や官民の適切な役割分担等に照らして検討するというこゝで、現時点での状況をまとめさせていただきました。

それから、その次のパラグラフでございますけれども、このパラグラフにつきましては、もしも仮に事故が起こってしまった場合の制度についての考え方をもう一度改めて説明させていただいてございます。何度も説明させていただいたとおり、原賠・廃炉機構におきます支援ということで、これにつきましては今後の事故にも適用されるということでございますので、11ページの2行目からでございます。今後発生し得る原子力事故への備えとして、原賠・廃炉機構による資金援助等の仕組みを活用して、被害者の保護に万全を期すことができる、として整理をさせていただいております。

ここまでの国の措置についてのことでございます。

続きまして、(2) 被害者救済手続に関する部分についてでございます。

まず①原子力損害賠償における被害者救済手続の機能・役割についてでございます。まず最初のパラグラフにおきまして、原子力損害賠償の特殊性について5点ほどまとめさせていただきました。1つ目は、被害者の置かれた状況に応じた迅速な対応。それから、2番目といたしましては、短期間において膨大な数の請求というものが有り得ること。それから、3番目といたしまして、その請求についての類似性がありますので、公平性を保つことが重要であるという点。それから、4番目といたしまして、原子力損害というのは非常に専門的な知見というものが必要になっておりますので、因果関係の立証負担を軽減するという観点が必要であろうということ。それから、5つ目といたしまして、事故によってはその影響が長期にわたるので、原子力損害の状況についても変わり得るという形でまとめさせていただきました。

それから、その次につきましては、手続の観点からの特殊性について少し整理をさせていただいてございます。原賠法は民法709条の特則という形になってございますので、一般的な請求につきましては、どうしても被害者から加害者に対する直接請求による相対交渉になってしまうという観点があったかと思っておりますけれども、特に原子力損害につきましては何度も繰り返しになって恐縮でございますけれども、被害者に多大な負担を課すような場合もあり得ますので、その点についての配慮というものが需要ではないかということでございます。

それから、その次、なお書の部分でございますけれども、最初の議論で、アメリカのクラス・アクションについての御指摘というものがあつたかと思つてございます。この点につきましては我が国の司法制度全般の在り方とも密接に係る事項でもございます。また、他の団体訴訟制度においても徐々に制度設計がなされているというところがございまして、それらの施行状況等を踏まえまして、将来的な検討課題とすることが妥当ということでまとめさせていただきました。

最後に、被害者の救済手続の役割でございますけれども、被害者にとっての予見可能性の確保、また、紛争の当事者間の情報量及び交渉力の格差に加えて、避難等が行われた場合には、被害者が心理的又は経済的に逼迫した状況に置かれるということでございまして、場合によっては、必要な証拠等の収集が困難な状況ということがあるかと思つてございまして、これらのことを踏まえて、迅速かつ公正に進めていくことが求められるということだったかと思つてございます。

この点につきまして、次の12ページ、②被害者救済手続における実効性の確保でございます。これも非常に多くの御議論いただきましたけれども、手続が機能的に進められるためには、実際に事故が起こった後に原子力事業者が誠実な交渉態度で手続にも協力をするということが重要であります。この観点で被害者救済手続の実効性というものが確保される必要があるのかと思つてございます。

また、現行の原賠法では、訴訟によらず和解の仲介というものを制度として設けているわけでございます。この点につきまして、被害者にとっては手続を利用するに当たって迅速性、簡易性というものが重要でありますので、被害者が躊躇することなく手続を活用して適切な賠償が進められるよう手続の実効性を確保することが必要であるという形でまとめさせていただきました。

続きまして、③指針の策定でございます。原賠法第18条第2項におきまして、審査会において指針が定められるということになっております。この指針につきましては、多数の請求事案に対して適用可能な考え方を整理することで、自主的な解決を促進することを目的として制度設計されたわけでございます。

また、その次のパラグラフで、東電福島原発事故における指針の位置付けというものも書かせていただきました。

この上で、最後のパラグラフでございますけれども、個別の事故に応じて柔軟な対応が求められておりますので、個々の原子力事故の発生を受けて策定される指針の中で、損害項

目及びその範囲等を明示することが妥当であるということでまとめさせていただきました。

また、この指針の策定につきましては、これまでの経験、ウラン加工工場臨界事故、東電福島原発事故の経験というものを含めて、速やかに指針を策定する必要があるという形で提言的にまとめさせていただきました。

まとめといたしましては、以上のことから、指針の策定については、現行の規定を維持することが妥当であるとさせていただきます。

続きまして、④和解の仲介等についてでございます。現行の原賠法第18条第2項におきまして、審査会において和解の仲介を行うこととされてございます。ウラン加工工場臨界事故におきましては、審査会が自らやったわけでございますけれども、東電福島原発事故におきましては、短期間に多数の和解仲介があり得るということで、原賠ADRセンターを設けさせていただきました。この原賠ADRセンターでは、高い割合での和解合意という実績を上げるなど重要な役割を果たしているということで評価をさせていただいてございます。

続きまして、このADRセンターの手續面についてでございますけれども、先ほど役割のところでは言いましたとおり、被害者にとっては情報量及び交渉力の格差でありますとか、心理的又は経済的に逼迫した状況に置かれていく中で手續を進めていかなければなりません。この観点から、東電福島原発事故におきましては、東京電力は原賠・廃炉機構法に基づき策定いたしました特別事業計画の中で、和解仲介案を尊重する旨を表明しているということでございます。したがって、この和解仲介の尊重について同様な形で実効性を確保する措置が必要ではないかという形で提言をまとめさせていただいてございます。

ですので、次のパラグラフでございます。以上のことから、和解の仲介について、現行の規定を維持することが妥当である。また、適切な賠償を進めるためには、和解仲介手續の実効性を確保することから、後述の原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備の中で適切に対応することが妥当であるという形でまとめさせていただいてございます。

それから、もう1点、拘束力のある紛争解決手續といたしまして、仲裁法に基づく仲裁手續ということがあったかと思っております。これについてもいろいろ御意見を頂いたわけではございますけれども、この仲裁手續につきましては和解仲介手續のみでは紛争解決を十分に図ることが難しいと考えられる場合には導入を検討し得るが、現時点では、仲裁

手続の前提となる仲裁合意をどのように確保するか、どのような手続で実施するかなど、実効性を確保するための制度設計上の解決すべき課題が多いというふうに考えてございます。

したがって、ここの点につきましては、ページが変わっていただいても恐縮でございます、原子力事業者からの紛争解決ニーズ等を踏まえた検討が必要であることから、将来的な課題として引き続き検討することが妥当であるという形でまとめさせていただきました。

続きまして、⑤原子力損害賠償紛争審査会についてでございます。この審査会につきましては、規定としては原賠法第18条第3項に本則がございまして、関連しているものとして政令で必要な規定が定められているわけでございます。この点につきましては、2つ目のパラグラフでございます。指針は、客観的な立場から検討され、紛争当事者に受容・共有されることが不可欠であることから、指針の策定主体である審査会には、中立性及び専門性が求められるということだったかと思っております。この点につきましては、先ほど申しましたとおり、現行の原賠法において第三者機関としての特性というものを有するように種々の規定が設けられており、東電福島原発事故への対応においても十分に機能しているのではないかとということでまとめさせていただいております。

また、審査会の運営につきましては、政令のほか、審査会自ら要領を定め、公開をすること、審査会の会合そのものにつきましても公開で行われるのみならず、議事録、資料をホームページ上で公表する、また地方公共団体、関係団体からのヒアリング、現地調査を通じて要望の把握というものも進められているということだったかと思っております。

したがって、以上のことから、審査会の組織、運営等については、現行の規定を維持することが妥当であるとさせていただきます。なお、事故直後から被災地の声をきめ細かく聞き取る対応を求める意見というものが、2回目、3回目のときに福島県の副知事さんからのヒアリング、また関係団体さんからのヒアリングでもありましたので、その点についての留意事項ということで記載をさせていただいております。

続きまして⑥原子力損害賠償紛争解決センターについてでございます。紛争解決センターにつきましては、原子力損害賠償の特殊性というものを考えた上で、行政型ADRとすることが妥当という形でさせていただきます。

その上で、原賠ADRセンターの組織、運営体制につきましては、15ページ、次のページでございますけれども、申請件数の増加等を踏まえて、柔軟な体制構築が求められるこ

とに留意が必要であるということ、それから、審査会そのものについて指針を作成する役割と、和解仲介手続を行う役割の両者を担っているというところがございますので、審査会と原賠ADRセンターの両者間で適切な意見交換、情報共有が図られるよう運営することが求められるという形で提言としてまとめさせていただいております。

なお、規定関係につきましては、最後の行でございますけれども、原賠ADRセンターについては現行どおりとすることが妥当という形でさせていただいております。

それから、⑦和解仲介手続に係る時効中断（完成猶予）についてでございます。これにつきましては、現行の原賠法については、規定は書かれていないわけではございますけれども、東電福島原発事故を受けまして、原賠ADRセンターを利用している際の消滅時効の特例につきまして、特別立法というものが行われたわけでございます。

この関連につきましては次のパラグラフで改正後の民法151条の規定についても紹介をさせていただいておりますけれども、和解仲介手続に係る時効中断につきましては、一般の事故においても必要なものというふうに考えてございますので、まとめといたしましては、和解仲介手続に係る時効中断については、必要な法改正を行うことが妥当であるという形でまとめさせていただきました。

続きまして、⑧原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備についてでございます。先ほど申しましたとおり、手続の実効性確保という観点から、今回の東電福島原発事故におきましては、和解仲介の尊重という形で東京電力から表明があったわけでございますけれども、その部分につきまして、一番最後の行からでございますけれども、万が一の原子力事故の発生に備え、原子力事業者は、賠償への対応に係る方針をあらかじめ整備することで、適切な賠償を迅速かつ公正に行えるよう準備をしておくことが重要であるという形で書かせていただいております。この点につきましては、繰り返して恐縮でございますけれども、全ての関係者が原賠法の目的及び趣旨を十分に認識した上で、被害者が置かれた立場に鑑み、誠実な態度で交渉に向き合い、紛争解決手続に協力することが必要だというふうに思っております。

このため、まとめの部分でございますけれども、以上のことから、原子力事業者は万が一の事態に備え、和解仲介手続への対応方針も含め、賠償への対応に係る方針をあらかじめ整備をしておくことが必要であるということ提言としてまとめさせていただいております。

なお、この点についての具体的な制度設計については、必要な措置を講ずることが妥当と

ということで、少しお時間を頂いて具体的な手続を定めさせていただきたいということで思っております。

続きまして、⑨国による仮払い・立替払いでございます。仮払い・立替払いでございますけれども、これにつきましては臨界事故、それから、東電福島原発事故におきましても行われたわけでございますけれども、特に東電福島原発事故におきましては、避難が長期化したということで、当面の生活にも困難が伴うということがあったかと思っておりますので、仮払いの意義というのは大きいということにさせていただきました。このため、原子力事業者は、過去の事故で定められた指針の内容等を参考にしつつ、迅速に仮払いが進められるよう準備しておくことが必要であるという形で提言としてまとめさせていただきました。

それから、国による立替払いについてでございます。これについても何度か説明をさせていただきましたけれども、東電福島原発事故におきましては、立替払いに関する特別立法が行われまして、総額17億円の支払がなされ、最終的には東京電力に求償して支払った金額を国として全額受領しているわけでございます。

その次のパラグラフでございます。東電福島原発事故の経験を踏まえると、原子力事故を起こした原子力事業者による仮払いが迅速に行われないなどのやむを得ない状況になった場合、緊急的な措置として、国が原子力事業者に代わって仮払金の立替払いを行うなど、迅速な被害者の救済を図る枠組みについて検討を進めることが重要であるということでまとめさせていただきました。なお、この点につきましては、どのような手続で行うのか、また立替払いをした後の原子力事業者の求償の扱いという部分について、法的な観点からの整理もございまして、具体的な手続等につきまして検討する必要があるということで少しお時間頂く形にしております。

最後、（3）関係機関間の情報共有、相談・情報提供でございます。

①関係機関間の情報共有及び連携についてでございます。まず、東電福島原発事故におきましては、被害者救済に関しまして、損害賠償請求の取りまとめということで、いわゆる代理請求として非常に関係団体さんの果たした役割ということが大きかったかと思っております。また、相談窓口の設置等の避難者への支援につきましては都道府県、市町村が果たしてきた役割というものも大きかったというところでございます。この点につきまして、指針を策定しているわけではございますけれども、この指針を踏まえた上での具体的な賠償基準の策定の際には、被害者の負担軽減等を図るため、関係省庁、関係団体等の連携というものが不可欠でございます。ですので、この点についての留意というものが必要であったの

だと思っております。このため、関係省庁では、平常時から原子力損害賠償に係る情報共有等を通じて、関係団体等と連携を図るとともに、地方公共団体に対しても情報提供を行うなど、協力体制を整えておくことが重要であるということで提言としてまとめさせていただきます。

なお、原子力事故が実際にもしも発生した場合には、我々行政機関間での連携協力というものが必要でございますので、そこについての必要な措置という部分についても提言としてまとめさせていただきます。

それから、②相談・情報提供についてでございます。被害者への相談・情報提供につきましては、現行では原賠・廃炉機構法第53条に基づきまして、原賠・廃炉機構が相談窓口の設置でございますとか、情報提供などを行っているところでございます。このような相談窓口の設置につきましては、被害者にとって賠償についての予見可能性を高めるのみならず、安心感の醸成にもつながっているものというふうに考えてございます。

なお、この点につきましては現行では原賠・廃炉機構の資金援助が行われた場合に限られているという制度的な問題がございますので、その点につきましては必要な体制整備ということで、最後のページになってしまいますけれども、相談・情報提供が速やかに行うことができるようにするために国において体制整備等が必要であるということで提言としてまとめさせていただきます。

少々説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

この資料19-2の素案ということで、専門部会としては平成27年5月の第1回会合以来途中で論点整理をし、そして個々の論点について議論を丁寧に重ねていただくということをやってまいりましたので、一度ここで全体を整理していくという形でまとめていただいております。

先ほどお話もありましたように、賠償資力の確保の在り方などについては今後も引き続き検討が必要かと思っておりますが、かなり全体にわたって方向性が見えてきておりますので、ここに記載された内容について、皆様方から幅広く御意見を頂戴できればと思っております。

特にこの箇所から順番にということございませんので、お気付きの点について御意見、御質問を頂戴できればと思います。また、せっかくの機会でございますので、オブザーバーの皆様方からも御意見、御質問ございましたら頂戴できればと思っております。

この後はそのような形で進めたいと思っておりますが、西川委員は今日御欠席でございますけれども、資料提出がございますので、まず事務局の方からそれを説明いただいて、その後から皆様方からの御意見、御質問をお願いできればと思います。それでは、西川委員提出資料についてお願いいたします。

(大島参事官) 資料19-3でございます。第19回原子力損害賠償制度専門部会に対する意見、平成30年1月22日、福井県知事、西川一誠。

これまでの部会において、国は、原子力を国策として推進し、重要なベースロード電源として原子力を活用することを閣議決定しており、原子力損害賠償制度においても国が最終的に全責任を持つ仕組みとする必要があると申し上げてきた。

国が電力システム改革を進め、地域独占・総括原価方式という制度的な担保がなくなるという経営環境が変化する中、原子力損害賠償制度に対する国の責務を明確にせず、これまでと同様に原子力事業者だけが賠償の責務を負うということでは、国の政策に沿って事業者が原子力事業を支えられなくなる恐れがある。

原子力政策を進めるには、国、事業者、地元の信頼関係が何より大切である。万が一の事故の場合、「万全の被害者救済や迅速かつ適切な賠償」が担保されるよう、国の責務について原子力損害賠償法に明確に規定すべきであり、そのことが、立地地域をはじめ国民全体の原子力に対する信頼や理解につながる。

なお、今回の素案は、記載内容が専門的であり、かつ文章量も多いため、素案のとおり現行制度を維持あるいは見直した場合、現在の原子力政策にどのような影響を及ぼすのか、国民には非常に分かりづらい。原子力損害賠償に対する国民の理解を得ていくためには、より分かりやすい記載に努める必要がある。

公務のため会議に出席できないので、上記のとおり意見を提出します。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、皆様方から御意見を頂戴できればと存じます。いつものように札をお立ていただければと思います。

では、高橋委員からお願いします。

(高橋委員) 3点の御質問と2点の意見を申し上げたいと思います。

まず、15ページに原賠ADRセンターについての表現が「現行どおり」と書いてあります。これは、ほかのところだと現行規定を維持するとの表現が基本的な書きぶりだと思

ますが、これは一緒の表現ぶりと理解してよろしいでしょうか。質問だけ、まず。

それから、目的規定のところです。これは書きぶりとしては目的規定、現行法の規定を確認した上でその趣旨がいかなるものかを明らかにしたとの趣旨に読むことかできます。したがって、この理解に基づいてどういうふうに現行法が表現されるかは今後検討するという意味での表現なのかということです。これも質問したいと思います。

3点目は、今、委員長からも御指摘がありました、10ページです。引き続き慎重な検討が必要であるとなっています。損害賠償措置の在り方、これは今後時間を掛けてこの場で明らかにしていくという趣旨でこう書いてあるのか、この三つについてまず御説明を頂戴したいと思います。

(大島参事官) まず、15ページ目のところでございますけれども、ちょっと分かりにくい書きぶりにしてしまったのかもしれないですけれども、原賠ADRセンターについては、法的な規定というのは和解の手続のことだけであって、それ以外につきまして政省令以下、若しくは主には審査会の要領の中で記載されているものですから、現行の規定という法律との誤解があるのかと思ひまして、今ここは現行どおりとすることが妥当という形で書かせていただきました。意味合いとしてはほかにも特に変わりはないというつもりではございます。

それから、目的規定につきましては、現行では法改正というものを特段記載してございませぬけれども、我々事務局の考えといたしましては、現状では、法律の法目的規定まで変えるまでの御議論ではなかったのではないかと。ただ、非常に多くの御意見を頂きましたので、その点についてなるべく簡潔にまとめるという趣旨でここは書かせていただきました。

それから、賠償措置の在り方についての部分でございますけれども、冒頭にも申し上げさせていただいたとおり、この素案につきましては、現時点まで検討が終わったものについてまとめさせていただいたところでございますので、前回まで非常に密な御議論をいただいて最終的な結論を得ていないわけでございますので、ここにつきましては、次回以降具体的な在り方というものももう少し我々政府内でも検討させていただいた上で、改めてこの部会の場で御説明をさせていただいて、その上で最終的な報告書の取りまとめということになっていくということを考えてございます。

以上でございます。

(高橋委員) 分かりました。

それでは、意見を二つ申し上げたいと思います。4ページの今の御説明ですけれども、法改正をするまでではなかったということですが、この書きぶりだと法律の趣旨をはっきりさせるということで、これをどうするかについては今後だというふうに読めるということだと私は解しています。

発達という言葉はどうするのかとかなり議論しました。ものの本を読むと、発達の語彙は成長とか進歩に近い表現だと書いてあります。私もそういう意味では原子力技術が今後もきちんとより安全に向けて、効率性に向けて進化していくというのは全く異論がないので、報告書の表現で結構だと思います。

ただ、発達というのはものの本をもう1つ読むと、質的な変化、量的な変化両方含むという説明になっています。そうすると、前の部分に書いてありますが、原子力の依存度についてはこの中に低減させると書いてあるわけです。そういう意味では量的な変化まで含む発達という概念を作ると、国民の間で誤解されるのではないかというふうに思いますので、この辺は少し慎重に検討していただきたい。これは意見です。

それから、2番目ですが、今後の検討に当たってということ。10ページです。今後更に政府の方でしっかり検討されるということなので、その検討に向けての意見です。もともと私どものこの委員会を開かれたのは、附則とか副大臣会合で国と事業者の役割分担を適切に見直しなさいと定められたミッションを受けて開かれている、このことが基本的な目的の一つだと思っています。

そういう意味で、西川委員の方からも出てまいりましたが、どういうふうに国の役割を表現するかというのは重要なことだと思います。私としては基本的な枠組みの中で、国が一步出るというのであれば、これは損害賠償措置の見直しである、と思っています。そういう意味で、損害賠償措置については、今の附則の理念、副大臣会合の御指摘を踏まえると、そこで一步出るという御検討が必要なのではないかと考えています。そこは政府内の御検討をお願いしたいということでございます。

以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

それでは、崎田委員からお願いします。

(崎田委員) 私も最初の御説明とその後の西川知事の御意見を読んでいただきまして、発言を早めにさせていただこうと思って札を上げました。

私自身、ここに参加させていただく前にエネルギー基本計画の議論にもずっと参加をして

おりましたが、その際に、事故を起こしたときのリスクがこれだけ高いエネルギー源だということが分かりましたけれども、国は、エネルギー資源の自給率の乏しい日本の中で、ベースロード電源としてしっかりと原子力を活用するという決断をされた。その際に、もちろん何かあった場合には事業者さんがしっかりと補償する、責任を持つというのは当然ですけれども、最終的には国が一步前に出るというお話もありました。国が前面に立つというような表現で意見交換をしていたと思いますが、やはりそういうかたちで国民と事業者、国が信頼関係を持っていくような、そういう流れを期待していたというふうに思っておりますし、そういう流れの中で、見直しの議論に参加をしてきたと考えております。

ですから、国の責任、国の役割というところでもう少し明確に国が前面に出るということはどういうことなのかという内容を、私自身は最終的には補償に関しても支援するという意味だというような印象を持っていたわけですが、もう少し明確に書いていただいてもいいのではないかと考えます。

2点目ですけれども、そういう流れでどういうふうに国の措置、あるいは損害賠償の枠組みを作っていくのかと議論をしてきましたけれども、10ページのところ、先ほど御説明のときには、まだ検討中だという御説明がありましたけれども、10ページの下から2番目のパラグラフに、今後の損害賠償措置の在り方ということでいろいろ書いてあります。

それでこういう措置の在り方の前提として、皆さんと議論しているときに、やはり福島の事例を見ても、かなりの被害の可能性があるということで、損害賠償の限度額を上げていくということは必要なのではないかとということ、皆さんと納得しながら、あるいは承知しながら、あるいはそういうことをしていこうという流れの中で意見交換をしてきたのではないかとこの気持ちでございました。その辺の賠償措置の限度額を上げることにしても余り明確に記載されておりませんので、そういうことを踏まえて少しこの辺を考えていただければ有り難い。

そして、特に国民負担の最小化というのは国民目線から言えばもう当然ですけれども、どういうふうにしたら最小化されるのか。いわゆる電気代で払うのか、それとももっと最小化を考えて税金負担ということまでしっかりと意見交換するのか。そういう議論が必要だという意見もこれまで申し上げてきましたので、やはりそういうようなことを踏まえて、慎重な検討ではなくて、しっかりとした検討が必要なのではないかなと考えております。

まず、この二つの点を私自身はしっかりと発言させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、続いて加藤委員、大塚委員、その後に市川さんにお問い合わせできますでしょうか。

(加藤委員) 3点、意見を申し上げたいと思います。

まず、1点目は5ページの原賠制度における国の役割についてでございます。これは私どもが従来主張してきたことの繰り返しになりますが、原子力は地球温暖化対策やエネルギー安全保障、経済性のある価格での電力の安定供給の確保という観点から、重要なベースロード電源であり、パリ協定の締結を踏まえた長期的な温暖化対策等も見据えますと、今後とも一定規模の原子力活用が不可欠です。

原子力システム改革が進展する中で、引き続き担い手を確保するためには原子力事業の事業環境を整備する必要があります。この原子力賠償制度の見直しはその重要な施策の一つと考えております。

こうした考え方のもとで、これまでの審議の過程におきまして、迅速かつ確実な被害者救済と原子力担い手確保の観点から原賠法に国の責務を明記するべきと主張してまいりました。5ページの資料では、国の役割と書いてございますけれども、国の責務と記述していただきたいと思っております。

原賠法の見直しに際しましては、万が一大規模な原子力事故が起こった場合には、現状より国が積極的な責任を果たすという形で政府内での調整が整うことを強く要望したいと思います。

次に、6ページから7ページにかけて書かれております第4項、原子力事業者の責任の範囲についてであります。原子力事業者の責任の範囲を巡りまして原子力事業者の予見可能性確保の観点から有限責任とするべきであるというふうに私ども主張してまいりましたけれども、今回の見直しでは責任限度額の水準など、「短期的には解決できない課題が多く、現行の原子力事業者の責任範囲を変更する状況にない」と整理されております。

この点、最終的に国が責任を持つ体制を組むことが安心につながるとの指摘もあること、それから、原子力を活用する諸外国において、有限責任を採用する国が存在していることなどを踏まえまして、「今回の改正では見送るけれども継続的な検討課題である」という旨を明記していただきたいと考えております。

それから、9ページから10ページの賠償資力確保のための枠組みについて述べたいと思います。有限責任とすることが短期的には困難であるということで今回は見送るという方針の下、無限責任を基本に制度設計を行うという場合でありましても、原子力事業者の予

見可能性を高めるために、負担に予見性がある保険的なスキームを拡充して、賠償措置額を引き上げることが考えられます。

賠償措置額の在り方につきましては、10ページの下から10行目以降に書かれていますように、今後政府内の調整に委ねられることとなります。「慎重な検討が必要」と書いておられますけれども、冒頭申し上げましたとおり、国が現状より積極的に責任を果たす観点から、「慎重な」という言葉は削除していただけたらと思います。

また、措置額を引き上げる場合、電気料金が上昇しないことが不可欠であります。賠償措置額を引き上げた場合の電気料金の上昇を避ける観点から、2点申し上げたいと思います。

第一に、現在、機構法に基づいて各電力会社は将来の事故への備えとして相互扶助の形で一般負担金を払っております。この相互扶助の一部分を保険的スキームに置き替えて将来に備えとすれば、原子力事業者に追加的に大きな負担を求める必要はなくなるのではないかと考えます。

第二に原子力発電所の規制基準が大幅に強化され、安全性が高まる中で、現行の補償料率そのものを見直して引き下げるとすることも検討していただきたいと考えます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 大きく五つの点についてお話をさせていただきたいと思います。

16ページの⑨のところですが、国の責務のところと関係しますが、国の立替払いについて、この位置付けをはっきりさせていただきたいというところが第1でございます。立替払いは仮払いと別の項目にさせていただく方が有り難いのではないかとございまして。さらに、立替払いについて、16ページの下から2行目に、仮払金の立替払いを行うなどという書き方の、この「など」がなかなか微妙な表現のような気がします。

仮払金の立替払いしかしない、それ以上の立替払いはしないと誤解を招く可能性も、そういう趣旨ではないと思いますけれども、そういう誤解を招く可能性もございまして、ここは明確にさせていただけると有り難いということです。項目を別にさせていただくと少しニュアンスが変わってくると思っております。

あとは今回福島で、立替払いをした金額はお書きになっていますが、仮払いの金額をもしお書きにさせていただけるのでしたら書いていただくと有り難いと思います。

それから、第2に、16ページの上の方の、和解の仲介のところでございますけれども、

下の方の和解の尊重との関係の問題でございますが、この書き方でいいと思っていまして、和解の尊重を条文に書くのはちょっと無理だと思いますけれども、賠償への対応の方針を届け出ていただくということはよろしいと思いますので、この書き方で賛成でございます。

それから、第3でございますが、8ページ(5)の最後のところですが、若干質問ということになりますが、あるいは意見も入りますけれども、下から二つ目のパラグラフで法的整理についてあらかじめ想定することは困難で、「法律に規定することは困難」と書いてあって、「ただし」と書いてあって続けております。ちょっとよく分からないですけれども、確かにこの検討会で法的整理について詳しく検討することは難しいと思いますが、上の方に書いてあるように事故の収束とか廃炉の着実な実施、電力の安定供給等の観点から考えると法的整理についてどういうふうにしていくかは極めて重要な問題でございますので、是非専門家を中心に御検討していただければ有り難いと思いますので、「ただし」なのか、本検討会では対応しないというだけなのかというあたりをお伺いしたいと思います。私は検討自体は必要だという意見を申し上げておきたいと思います。

第4ですけれども、細かくて恐縮ですが、4ページの下の方の②の基本理念の3行目のところで、「被害者が適切な賠償を」というのは、「適切かつ迅速な賠償」に元はなっていたと思いますので、「迅速」が削られてしまっているのので、「迅速」を復活していただくと有り難いと思います。

それから、最後に第5でございます。エネルギー基本計画の話が1ページ、2ページにかなり大々的に出ていますけれども、これ自体は内容が関係するので分かるのですが、エネルギー基本計画自体は時間とともに変わっていく可能性があるものでございますので、今回の法改正、法律の制度の見直しを考えているときに、これが非常に大きく取り上げられているというのは、一般的に見てやや違和感があると思いますので、これは体裁の問題ですけれども、特に1ページの最初の方の1.の総論で大々的に出てきますので、もう少し、位置付けを考えていただくと有り難いということを申し上げておきます。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の法的整理のところは、何か事務局からありますか。

(大島参事官) まず、法的整理のところ、文章は7ページ目から8ページ目のところでございますけれども、最後から二つ前のパラグラフはちょっと長々として分かりにくいかもしれませんので、最終報告までには直したいと思います。

それから、この部会でも御議論いただいた上での話ですけれども、法的整理が起こった場合の備えの部分での検討につきましては、ここについては見直した後、法改正が終わったものに対して、また検討しなければいけない部分も多々あるかと思っておりますので、事務局としての考えとしては、この部会ではなくて別の場、例えば文部科学省が原賠法を所管しておりますので、文部科学省で例えば勉強会を開いていただくとか、そういう趣旨でございまして、必ずしもこの部会でこれ以上法的整理について御検討していただくという趣旨ではありませんので、最終報告ではより分かりやすいようにしたいと思っております。

それから、迅速性のところについては、特に趣旨を変えたわけではありません。

それから、もう1点だけ、エネルギー基本計画についての御質問がございましたが、まず事実関係といたしまして、今現在、経済産業省におきまして、エネルギー基本計画を見直すかどうかについて、審議会等で御議論していただいておりますので、場合によってはこちらの議論が終わった後に、この部会で検討が進んでいる場合には、その紹介も含めて、検討していただいた上で、最終報告書への書きぶりというものも考えたいと思っております。

一方で、これは見直すまでの経緯についてでありますし、エネルギー基本計画で書かれていることというのは、非常に重要な我々検討の経緯の中での位置付けです。なぜ見直さなければいけないのかというところの根幹に当たる部分でもありますので、書きぶりはもう少し工夫も考えますけれども、その位置付けとしてはやはり事務局としては重いものだというふうに思っています。見直しの改正の審議を国会でもしていただく上で、どういう検討経緯だったのかということも踏まえて、書きぶりについては見直せるところは見直したいと思っております。

以上です。

(大塚委員) 立替払いのところはどうでしょうか。

(大島参事官) 立替払いのところも最終的には法改正案のところも含めてでありますけれども、構成のところについてはちょっと工夫は考えてみます。一方で、この部会での御議論の中では、中心となっているのは事業者さんが仮払いができないときに、それに代わるものとして法的用語としての立替払いという形で使わせていただきましたので、そこが第一だと思っております。

その中で、一部御意見があったかもしれませんが、いわゆる本賠償のところまでも

含めて立替払いをするのかどうかというところについては、現時点では、検討するという意味ではハードルが高いところの部分かなというふうに思っていますけれども、この辺についてももう少し検討させていただければと思っています。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、市川さん、続いて小野田さん、お願いします。

(市川主席調査役) 発言の機会を頂きありがとうございます。コメントです。

まずは、今回の素案に、これまで商工会議所が「JCOの臨界事故」や「福島事故」において最前線で経験してきた多くの課題を明記してくださり感謝いたします。

例えば、「地域の企業」という視点から考察していただいている点です。特に、被災した側の「心理的な負担」にも配慮が必要な点であるとか。「風評被害や売上げ減少」と「原発事故」との因果関係を自ら立証する困難性とか、多数の事案に「類似性」があること。被災者間の「公平性の確保」が重要な点などであります。一方で時間の経過とともに、損害の範囲が変化していく「特殊性」や、「仮払いの意義」についても触れていただきました。予見可能性では、原子力事業者だけではなく被災した側にも賠償等に対する「予見可能性の確保」が必要だと特筆していただきました。

そして、福島では今なお多くの被災者が心を痛めている「原子力事業者の交渉態度」に対し誠実さが重要だと指摘していただいた点は、本来の原賠法改正という趣旨から離れているかもしれませんが、是非このまま残していただきたくお願いいたします。いずれも事故後の対応については、実効性を伴う制度にすることが重要であります。

他方、もう少し検討の余地がある4点をコメントいたします。

まず、5ページの「国の役割」ですが、やや国の責務が後退をしたという印象を受けます。全体的に「事故の態様や被害の状況は千差万別」といった理由説明が目立ちすぎて不安が募ります。国はもっと前面に立って救済のプロセスに「関与する」という形で制度設計していただくことが肝要です。被災した地域への安心感の醸成にもつながると考えます。

次に、14ページ、ADRセンターの「事務所の位置」についてです。福島事故のとき、恐らく東京からの利便性を優先して、最初は被災地域から少し離れた中核市に事務所が設置されました。後日、相双地域にもできたわけですが、最初の措置というのが逆に「やはり国は被災地には入りたがらない」といった風評被害を生んでしまった教訓を是非忘れないでほしいと思います。被災地に寄り添って、真っ先に被災地域に事務所を設置するというような仕組みをお願いしたいと思います。

続いて、15ページ最終行にある「原子力事業者による指針整備」についてであります。事故後、速やかに手続が進められるよう、あらかじめ国が「関与」する形で指針や賠償基準の策定がなされるようお願いいたします。

最後ですが、10ページ、これは「なお書」という位置付けで書かれてあるわけですが、「今後の損害賠償措置の在り方」についてであります。これは引き続き慎重に検討することですが、もう18回も議論している段階ですので、しっかり具体化できるように進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、小野田さんをお願いします。

(小野田専務理事) まず最初に、これまで委員の皆様には部会の場で熱心に御議論いただきましたことに心より感謝申し上げます。

これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、原賠制度の見直しに当たりましては、迅速かつ確実な被害者救済を図るということと、原子力事業の予見可能性を高めるということとを両立することが重要であると考えております。

特に、原子力事業の予見可能性につきましては、原子力事業というのは、今、小売全面自由化による競争激化、あるいは原子力依存度の低減など、大きな環境変化の中にありまして、予見可能性の課題が一層顕在化している状況にあると認識しております。

そのような認識の下で何点かお話をさせていただきたいと思っております。

まず、取りまとめ資料の7ページにおきまして、原子力事業者を有限責任とすることにつきましては、短期的に解決できない課題が多いと整理されております。6ページの下から7ページにかけまして、有限責任の利点も挙げられておりまして、原子力の活用を前提とするアメリカ、イギリス、フランスなどの欧米諸国では現状においても有限責任が採用されております。

原子力事業は今後一層の環境変化が予想されるため、有限責任につきましては、将来の検討課題として環境変化に応じて議論を継続していただくことをお願いいたします。

次に、10ページでございます。

損害賠償措置の在り方につきまして慎重に検討していくとされておりますけれども、これまでの第16回及び第17回の部会資料では無限責任前提のもとで措置額の拡大を検討する方向性が示されていたものと認識しております。

事業者といたしましても、原子力事業の予見可能性を高める観点からは賠償措置額で確実に確保する賠償資力の拡充を図ることが有効な見直しになるものと考えております。

また、同じ10ページでございますけれども、損害賠償措置の在り方を検討する際の二つ目の観点として国民負担の最小化という記載がありますが、部会で多くの委員の方から電気料金への影響について御指摘を頂いたと思っております。

我々事業者は万が一の原子力事故への事前の備えとして、原賠法に基づく保険料、補償料に加えて原賠・廃炉機構法に基づく一般負担金を負担しており、これらは電気料金を通じて電気を御利用いただく御客様に御負担していただいております。

今後、賠償措置額の引上げを検討していただく場合には、保険料、補償料が増加することも考えられますので、原賠・廃炉機構法による相互扶助スキームとの整合性、バランスに御留意いただくとともに、事業者の安全対策強化の取組につきまして、補償料率に反映するなど電気料金への影響に留意した制度設計が必要と考えております。

最後になりますが、7ページの中段あたりに事業者を有限責任とした場合、安全性向上に対する投資の減少のおそれという指摘の記載がございます。確かにこういう御指摘がございましたが、原子力発電というものは今までも何回も主張させていただいておりますが、立地地域や国民の皆様からの御理解や信頼を頂いて、初めて運営できるものでございます。

事業者は国の新規制基準に適合することはもとより、原子力リスク研究センターや原子力安全推進協会などの外部の組織とも連携しながら、規制の枠組みに止まらないより高い次元の安全性確保に向けた取組を進めております。

このような事業者の安全対策に対する考え方、姿勢は揺るぎないものでございます。今後もより一層の安全性向上に向けて取り組んでまいりますので、引き続き御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いいたします。

(山本委員) 2点、コメントです。

第1点は、8ページの法的整理の部分でございますけれども、先ほど大塚委員の御発言と全く同意見であります。法的整理の問題は本検討会では十分な検討が難しいということかと思っておりますけれども、被害者の迅速、確実な救済という観点からもどういう形でこれが行われていくべきかということについては当然しっかりとした検討が必要であ

りますので、今後、そのような検討が必要であるということは明確に指摘しておく必要があるだろうと思います。

第2点は、13ページから14ページにかけて、仲裁手続について論じられているところであります。

結論的なところでこの14ページの2行目のところで、将来的な課題として引き続き検討することになっております。私はやや慎重すぎるかなという感じがしないでもなくて、クラス・アクションのところは将来的な検討課題というふうに書かれていて、これは私もそうかなと思います。仲裁についてはもう少し具体的に検討してもいいのではないかという印象を持っています。

以前にも発言させていただきましたが、実効的な紛争解決という意味においては、この和解仲介案について現在の枠組みである和解仲介案の尊重ということを確認にすることと、他方でその仲裁というものが有り得ることかと思っております。

この和解仲介案の尊重について、今回、16ページあたりに書かれてある誠実に交渉する、あるいは紛争解決手続に協力するというような方針をあらかじめ整備させておく。このこと自体は重要なことだと思いますし、ここはこういうことかなというふうには思いますが、その全体的な紛争解決の実効性のバランスということを検討したときに、こういったことを前提に考えると、果たして現段階で仲裁というのを将来的な課題という形に先送りするのがいいのかということはやや疑問を持っております。

私自身としては、ほかのADR、例えば公害等調整委員会とかにあるように、法律の中では仲裁の可能性というものを一般的に規定しておき、13ページの下に書かれてありますように、具体的にそれをどういうふうに利用していくかという制度設計についてはなお検討する必要があることは間違いありませんので、そういう検討の必要があるということかと思っております。

少なくともこれは将来の課題という形にするのはどうかと、少なくとも全体の紛争解決手続の実効性のバランスとその在り方に鑑みて、引き続き検討をするというあたりが妥当かなというふうに考えている次第であります。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

住田委員、お願いします。

(住田委員) 西川委員ほか多くの委員が国の責任、責務について更に一歩進めて明確化、具体

化するという御意見、私も当初から申し上げたとおりで、今回の改正においては大きなポイントになるだろうと思っております。

ただし、それに関して、今回の案では、関係省庁との調整、検討を行う、引き続き慎重な検討が必要である、などと書かれています。その裏に何があるかということは、元役人ですので、想像はできます。つまり財政当局その他が、今、福島事故について国の敗訴判決が相次いでいる中で、国が責任を持つということに対しての一種の忌避的な対応がここに至るまで影響しているのではないかという気がしております。

今回、随分、この部会が延期されました。恐らく事務局の大変な御苦勞があった、すなわち、関係省庁との調整が様々な点で難しかった点があったのであろうと。その一つの大きなポイントはここにまとめきれないようなつらさがあったのではないかと考えています。

去年の7月以来、この部会が開かれませんでした。その前の3月に前橋地裁、9月に千葉地裁、10月に福島地裁、相次いで福島の原発事故についての国の責任を問うかどうかについて、注目すべき判決がございました。

前橋は前回も申し上げましたけれども、千葉は津波についての予見可能性を認めながら、結果回避可能性がないとして、国が薄氷の勝利でございました。その次の福島では国については責任があるという結果でした。連帯責任としての負担割合は五分五分とするものなどもございましたけれども、少なくとも国が連帯責任を負うという判決があるのが今の状況です。

今後もいろいろな判断が出てきて、これが恐らく最高裁にいく可能性が大いにあると思いますので、その推移を見ない限りは国として責任を取るようなことは忌避したいというのが財政当局の御立場であるということは想像に難くございません。

しかし、国が裁判の一方当事者であるにもかかわらず、この部会の中で、事実上の、実質的な権限を持つということは、通常の会議体としてはおかしいのではないかと考えています。今後、この部会内で決められるものはきちんと決めるということ、事務局の方は非常に御苦勞でしょうが、政府の提出法案にするには、省庁との調整がつかないことについては難しいことは想像いたしますが、少なくともこの部会としては、これだけの大勢の意見があるときに、それを押し切ってまでゼロ回答するということはもはや許されないのではないかと考えています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、札を皆様を立てていただいておりますが、辰巳委員、それから遠藤委員、又吉委員、四元委員という形で御発言をお願いします。

(辰巳委員) 27年からこの部会が開始されたということで、随分時間が経っておりますけれども、その中で市民、あるいは電気の消費者という立場で参画させていただいてまいりました。

そういう3年間の経過を思いましても私としては今回のまとめはかなりよくまとめてくださっていると思います。振り返りつつ、あのときは確かにこうだったなと確認しながら、今回、まとめてくださったことに関してはとてもよく書かれているなと思っております。

例えば、4ページから7ページのあたりもかなり方向性が明確に書かれていること、これは全て合意します。

今までの、皆様のお話しをお聞きし、国の果たすべき役割についていろいろ御意見があるように思っておりますが、この部分に関して、加藤委員や小野田委員がお話になったように、原子力事業というものの環境が大きく変わっているという表現もありましたけれども、やはりそれこそ正に国民、あるいは社会の望んでいる方向になってきているのではないかと思います。環境が変わってきている、もちろん自由化というお話もありますが、私は委員会の中で、国民の多くは原子力が今後長期的に使われていくことを望んでいないということも何度か申し上げております。

国民負担になったときに、国と言ってしまうと分からないですけれども、誰が実際に負担していくのかという話になった折りに、原子力発電という事業を望まない人にまで負担をさせるということのきちんとした説明が、そのところがなされてないままに、国が国がという表現を使われてしまうと、曖昧になってしまうということをもう少しきちんと検討していただきたいなと思っております。

ですから、私としては現状、国の果たすべき役割についてかなり努力して書いてくださっていて、明確にできないところに関しては、今後また検討していくという表現をなさっているところも合意できるというふうに思っております。

ですから、何度も言いますが、委員会でも申し上げたように、国がと言うときの曖昧さが気にかかります。国がと言ったときの責任の負担というのは多くは先ほども住田委員がおっしゃったように、お金のことだというふうに思いますが、それを誰が負担するのかというところをもう少しきちんと考えていただきたいなと思った次第です。

以上です。よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、遠藤委員、お願いいたします。

(遠藤委員) おまとめいただきましてありがとうございます。

多くの委員がおっしゃられましたけれども、この専門部会、原賠制度の専門部会には、機構法の附則6条にあった国の責任の在り方、発災事業者と政府及び他の原子力事業者との負担の在り方を再検討するなどの命題を課されているという認識で参加してまいりました。特に国の責任及び負担の在り方ということについては非常に重要な課題としてここまで時間を掛けて議論をしてきたわけなのですが、骨子の文言としては、5ページの2番の(1)で簡単に触れられているだけで、この短い文言で事足り、という印象を与えかねません。この後、骨子を改定していく中で、もう少し肉付けができないものか、検討に値すると思います。特に最後の、万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償がなされるようにすることが重要である、という内容は、そもそも異存ないところであるわけで、それを具体的にどうするかに具体的にどのぐらい踏み込めるのかは別としても、少し掘り下げが必要であろうと思います。

附則に加えてもう一つ、この専門部会のミッションとしてあるのは、過酷事故が起きたことと、電力システム改革が始まったこと、こうした実際の事業環境の変化に、賠償制度がどのように整合性をとるのかということであると思うのですが、原賠法の議論については非常に深掘りされたと思うのですが、原賠法だけではない例えば支援機構法などを含めた政策パッケージとしての、現実的、実質的な課題についての議論はまだ不十分であるような気がしてなりません。国の責任及び負担の在り方について、原賠法に限らず、こうした政策パッケージの中で具現化することも、検討を深める必要があるのではないかと考えております。

原賠法において、具体的議論として残る賠償措置額のところについては、金額の見直しも含めて、今後更に議論が重ねられると思いますが、一つ申し上げておきたいのは、たとえ政府補償の枠が広がったとしても、事業者が保険料を払って保険制度を活用していることには変わりなく、このことをもって、国が実際に責任に加担しているということになるのかどうなのかについては、議論に値するのではないかと考えております。

国の責任及び負担のあり方について、原賠法のそもそもの構造を維持しながら、原子力事業の予見可能性を確保する上では、これは機構法での対応でも可能かと思いますが、政府が投入した資金の回収の目処を立てるために、事後的に電気料金などによって負担のバラ

ンスの加減をするのではなくて、あらかじめ電促税という仕組み、これももちろん電気料金での回収ではありますが、税を発動するという点において、国の賠償制度への加担というものを明示しておくべきではないかという主張は変わらないつもりであります。

原賠法そのものを有限責任という仕組みに変更しないという結論に異議はございませんが、有限責任制を取った場合の問題として書かれてあることについて、吟味をしていただきたく、実質的に事業者に責任限度額が設けられた場合は、安全対策投資においても、財務基盤においても、責任限度額を全うできるような事業体でなければ原子力事業に参加できないという点を重ねて申し上げてまいりましたので、こうした点も反映していただけると有り難いと思っております。

もう一度措置額のところに戻って申し訳ないですが、保険的スキームに置き替える部分と現在の一般負担金の部分とのバランスが重要であると、先ほど電事連と経団連が御指摘になりましたが、これは具体的に議論をする場をここで設けるのか、また別途設けるのかは別としても、極めて重要な現実的課題になるということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、又吉委員にお願いいたします。その後に四元委員、大橋委員でお願いします。

(又吉委員) 私の方から4点ほど意見を述べさせていただきたいと思っております。

1点目は資料の3ページのところです。電力システム改革の進展に係る言及のところですが、ここはこれまでに実行された、若しくは今後実行予定の制度措置が淡々と列挙されておりますが、言及するべきはやはりシステム改革などの環境変化によって生じている原子力事業への影響であり、予見可能性の低下などについてだと思っております。もう一步踏み込んだ言及があってもいいのではないかと考えます。

2点目は、5ページ目の官民の分担のところですが、既に御発言もありましたが、従来よりも国が一步前に入るべきではないかというのが私の度重なる発言でありました。この国の役割という文言が果たして一步前に入るという意味合いを出せているかというところに疑問を感じております。

特に、事業者側に関しましては、責任という重い言葉が載っていますので、責務がいいのか何がいいのかは分かりませんが、役割というものから一步踏み込んだワーディングが必要なのではないかと考えています。

3点目は、7ページ目、事業者責任の範囲につきましてです。短期的には解決できない課題が多い点を考慮し、無限責任の見直しを行わない、見送るということが今回の整理だと理解しております。ただし、今後一層の変化も予想される原子力を取り巻く環境状況を鑑み、有限責任化の是非については継続的論点であるという点を留意するべきではないかと考えております。

そういう意味では、現行どおりの無限責任を維持することが妥当であるという文章のところに、例えば「現時点では」とかそういったワーディングを入れていただくことを御検討いただければと考えております。

最後4点目は、10ページ目の賠償資力確保のための枠組みです。この枠組みにつきましては、現行スキームの概要が淡々と記載されている形になるかと思えます。福島原発事故、電力システム改革の後、原子力を取り巻く環境変化の中、2年半も議論を尽くしてきたのですけれども、何の見直しもなされないという状況に陥らないように非常に重要な論点として継続的に扱っていただくことを切に願うというところです。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

時間が予定時刻にちょっと迫っておりますが、大事な議論でございますので、少し延びることをお許しいただいて、各委員からしっかり御意見を頂戴できればと思います。

四元委員、お願いいたします。

(四元委員) この素案に対する具体的なコメントということが本日の趣旨だとしますと、やや外れますけれども、なかなか申し上げる機会もなくなってきましたので、この機会にちょっと1点要望として申し上げたいと思います。

本日冒頭で、時効の件の御紹介を頂いて大変ありがとうございました。こういう基本を押さえるということはとても大事だと思っています。

この原賠部会は、やはり大きな方針を議論する場なので、なかなか法律的な議論というのは難しいとは思っておりますけれども、原賠法は、短いですが、民法に基礎を置く法律で、非常に難しい法律で、毎年各省が出されている技術的な要素の強い法律とはかなり性質の違う法律なので、法的な議論がものすごく大事だと思っています。なので、私はここの部会で大きな方針を議論する一方で、並行して法的なところをどんな方針になるのであれ徹底した議論をしていただけたらとかねてから希望していたわけでありまして。

今後、立法の過程に入っていったら、もしかすると内閣府というより文部科学省になるのか

もしれませんが、やはりまだ議論がいろいろ足りてないところがあるのではないかと考えています。それで、本当に御担当者の方の御苦勞が今後多いと思いますけれども、原賠法自体の難しさとともに、震災後、特別法でパッチワーク的に対応してきた、そこも全部見通したり、もちろん機構法も見たり、基本として民事法の幅広い知識、民法、訴訟法、倒産法、そうしたものも全て見渡しながら検討していくというのは、これは多くの専門家の知見も必要だと思いますし、手間も人手も、場合によってはコストもかかるかもしれませんが、なかなか法律の議論の重要性は役所の中でも理解してもらえないところがありますが、これだけ大事な法律ですので、是非その徹底した法律の議論をお願いしたいと考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、大橋委員、お願いいたします。

(大橋委員) お時間ない中、ありがとうございます。

今回、中間の取りまとめということで、検討の視点を頂いています。適切な賠償を迅速に実施することを前提に原子力事業者の予見可能性を配慮しつつ見直す。

私は加えて、公正性というのも非常に重要だと思っていて、迅速で適切な賠償を公正に行う。この文言は10ページ目の賠償措置の在り方の視点に書かれている点ですが、こうした点というのはしっかり持つ必要があるなと考えています。

今回、見直しは恐らく福島事故ということとともに、原子力を取り巻く環境が大きく変化したということがあるのだろうと考えています。

皆様から既に御意見があったところですが、事業としてその予見可能性と円滑にその事業を運営するという観点からすると、民間で国策を従来どおり担い続けることというのは従前よりも厳しくなっていることは間違いなく、これを何らかの形で補完していく必要があるだろうと思われま。その中での官民の役割分担の適切な見直しということであるとするならば、国の責務が問われるというのは一部の方がおっしゃるとおりだろうと思います。

そういう意味で言うと、賠償措置額の在り方及びその保険料、補償料の在り方というものを見直す中で従来の相互扶助のスキームからより保険的なスキームへとリバランスするという考え方もしかりだと思えます。

また、法的にはなかなか仕切りが難しかった有限責任の問題も、時間が経つとともに、事

業者がどう本事業を運営していくのかとともに、いろいろ考えなければいけない問題も出てくるのかもしれないと感じています。そういう意味で言うと、そのときそのときの事業を取り巻く環境、今正に大きな変化が起きていますから、そういうところと併せて物事を考えていかなければいけないかなと思います。

また、今回、国が事前に賠償に対する対応について必要な措置を講じることということはもっともだと思えます。そうした中で、これは事前ですから、事故の対処の仕方もその内容も多種多様だと思われます。

また、場合によるとこうした措置というのは一原子力事業者が各自で負うのか、あるいは複数の事業者が協力の下に負うのか、いろいろな形があり得るのかなと思います。いずれにしてもこうした検討を深めていくことは重要だろうなと思います。

以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

では、若林さん、お願いします。

(若林部長) 時間のない中、発言の機会を頂きましてありがとうございます。

御存じのとおりこれだけの時間が経ってもまだ風評被害も収まっておりませんし、福島は依然として本格操業ができないという実態であります。そういう中で、今回おまとめいただいたものを読んでおきますと、特に5ページの2の(1)の国の役割でございますが、何度読んでも国の役割が感じられないというのが率直な気持ちでございます。

被害者の救済、迅速、適切な賠償、これは国が前面に立ってやるのだというようなことをしっかりとここに書き込んでいただかないと、今、苦しんでいる漁業者も納得できないと思います。福島の事故を契機とするならば、これだけの大きな事故でございますから、これを契機として御議論していただいたのであれば、(1)の中の国の役割をしっかりと書き込んでいただきたいという、そういうお願いでございます。

(濱田部会長) 大塚委員、どうぞ。

(大塚委員) 先ほどの四元委員の御意見に賛成だということだけ申し上げます。法的な検討、より根本的な検討が必要だと私も思いますので、賛成しますということを申し上げます。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございました。

少し時間が延びてしまって申し訳ございませんでした。専門委員、オブザーバーの皆様方から貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。

皆様方がどういうところを大切に思っているかということを改めて確認させていただけたと思います。

今後でございますが、国としても今日少しお話にも出ていましたように、原賠法の改正の準備等があると思いますので、今後の進め方について事務局の方から説明をお願いいたします。

(大島参事官) 長時間にわたりましてありがとうございます。

説明の場でも申し上げさせていただいたところではございますけれども、賠償資力の確保のための枠組みの部分についての見直しなどについては、今後原賠法等の改正の準備を進めていくことになります。

そういう観点から、法制的な面、それから実務的な面、こういう観点から実際には法律を所管しておりますのは、我々事務局がございます内閣府ではございませんで、文部科学省ということになりますので、文部科学省等に法制的・実務的な面から、事務局として御意見を頂いた上で、それを反映させたものというもので取りまとめに向けて、検討のための準備をさせていただきたいと思っております。

したがって、本日、専門委員、オブザーバーの皆様から貴重な御意見を多数頂きましたので、それに加えて事務局として文部科学省等から意見というものを聴取した上で、次回の部会で報告書の取りまとめに向けて最終的な御議論というものに入らせていただければと考えてございます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今、お話が出ましたように、皆様方の貴重な御意見を更に活かして、事務局の方では法律所管の文部科学省等の意見、そういうものも踏まえていただいて、報告書の最終的な取りまとめに向けて準備をしていただければと思います。

最後に、事務局の方から連絡等ございましたら。

(大島参事官) ありがとうございます。

次回、第20回会合につきましては日程調整が済み次第御連絡させていただきます。また、御手元の資料については御希望があれば、委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

本日は、御足元が非常に悪くなっておりますし、雪の予報も出ておりますのでお気を付けてお帰りください。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。